836
209
3

莠草年録

堤蟻叢書

三十一

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

堤蟻叢書　三二

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

安政三丙辰

一 三、十一月廿七日御勝手小川番伺部伊勢守殿

美濃守高祖父大膳大夫以来数十年蝦夷地御警衛相蒙居候ニ付領分海岸廣巨山
座候故防御手當向厳敷お備候儀ニ候ニ付領分海岸
以来連作不作打續其上臨時物入等も有之国中一統疲弊致候ニ付難渋仕居
近年ニ至候而ハ屋敷并猟具迄武備厳重相備可申ニ付所々年十月震災之
屋敷数致類焼當七月領分海岸通地震ニ上津浪ニ而人家不少流失仕尚又當
月大風雨之節ニ而屋敷及大破天災ニ申ニ而ハ不時之物入相當弥以難渋仕候
手當向行届不申程之仕合故四民撫育ニ任心底兼而歎入候儀ニ候ニ付
境辺ニ而ハ大小銭共他領ニ入込候儀ニ候ニ付
仰出ニ候ニ付御役人方并諸家之家中通行之砌不融通ニ而ハ旅人ニ而難渋仕候ニ付
地御用向ニ而ハ支可申哉ニ不存候ニ付一方心痛罷在候ニ付
依之不苦筈ニ候ニ付領内限り通用

高野蔵書

正 9.5.27 上 照求 御示

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

之鋳銭別紙雛形之通七ヶ年之間毎年拾万貫文宛吹立申度幸願上候尤當時
松茸表御敬言御用義不廿候ゑ共御用途之内ゟ上納
松茸表御用途之内ゟ上納　御仁恵を以願之通ゟ仰付被下置候ハヽ螻蟻之
警衛并領分海岸防御等手當旁且四民困窮ゟ救助ゟ可仕ゟ深叡慮ゟ仕合奉存候
此段奉申上　御内意ゟ以上

十一月廿七日

松茸表ゟ上納仕候鋳銭雛形

裏

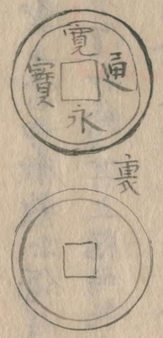

東都御屋敷
山本源之助

一辰十一月四日小勝手掛り阿部伊勢守様御登
城前小勝手ゟ呼出之上左之書面之通被仰渡候
尤御書取之儀ゟ御断申上候

松勝手向仕法不如意ゟ當時處置
當追ゟ難渋當惑仕候ゟ就ゟ美濃國三河國領ゟ數千ヶ村近年水旱損ゟ不熟ゟ
毛打続ゟ多分ゟ痛心候ゟ之ゟ加ゟ外ゟ十月二日夜大地震ゟ而
白洲評席向并ゟ長屋ゟ悉潰ゟ其外仕法ゟ大破損ゟ而ゟ多ゟ
相成且蛎売町中屋敷并小石川大塚本所押上
其外御屋敷ゟ引移ゟ有候別紙ゟ談ゟ以金弐千
両拝借ゟ仰付ゟ而ゟ急ゟ而ゟ仮白洲ゟ其外諸役所新ゟ建続ゟ家中
等ゟ一ヶ所ゟ集ゟ使ゟ遣ゟ而ゟ濱町屋敷ゟ引移ゟ候ゟ而ゟ返ゟ
五日夜大風雨ゟ右ゟ仕ゟ而ゟ成ゟ有ゟ建不申ゟ家ゟ
ゟ多ゟ仕ゟ或ゟ大破ゟ有ゟ之ゟ而ゟ
ゟ多ゟ仕ゟ而ゟ小石川大塚下屋敷ゟ
大破ゟ而ゟ有ゟ之ゟ而ゟ

十月六日午中地震ニ而板元ニ而板木多分ニ而格子通甲之角ホリ抜高四五寸ニ而新居
高多分ニ而位付ニ而ニ而ニ而

土井大陽寺

一 三月十五日御用番被回簡中令披見候 仰出も有之候条勤功国之
近来無国私法等之儀心得方厚被 仰出も有之候条勤功国之
節別紙之通道中旅宿為替之儀且又宿々人馬賃銭之儀心得方
等別紙之通被 仰渡候為替之儀は御定之御立
三月十五日 葆堂和泉寺

別紙之通
一 七人同宿
一 八人同宿
右之通ニ候

三月 古為替御礼
別紙
和泉古宇来之為替之儀ハ御定之御立ニ候得共近来ハ
為替之儀ハ有之候ハ、相対ニ為替心得ニ候得共
も宿々ニ付古来之文言ニ為替ニ候得共雑費も多ニ付
為後日為替之儀ハ御定之以上
三月十五日
別紙
近来ニ国私法等之儀心得方厚ク 仰出も有之候条勤功国之
節別紙之通道中旅宿為替之儀且又宿々人馬賃銭之儀心得方
等別紙之通被 仰渡候為替之儀は御定之御立ニ候得共

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

[illegible]

一 辰十月八日頼母子講仕法を改め元出十月八日の分を取り
[illegible]

[illegible]

[illegible]

申左之件々洋中ニ而砂船ニ而
私共ニ而ハ不仕候ニ付
[illegible]

一 已三月廿日御用番阿部伊勢守殿ゟ今日中ニ呼ニ
右蕃書調所教授
井上信三郎
村上代三郎

一 右之大小
[illegible]

村上代三郎

杉浦弥一郎

井上清直

稲葉兵部大輔

知久縫殿助

右之通當時掛ニ
二月廿七日

一 已二月廿日御用番ゟ新任御奉行
人数ニ而
[illegible]

井上清直

稲葉兵部大輔

一 已四月十五日阿部伊勢守殿ゟ御達ニ而

其方宇中有縁于ら、仮初ニ大悲ノ誓願ヲ発シ、
四弟家ヲ建テ、ヲ以テ、ヲ存ノ亡者ヲ弔ヒ、
来ラン人ヲシテ、ヲ以テ、願事ヲ成就シ、必得道ヲ
ト云ヒ、ヲ以テ、格別ノ御仁恵ヲ以テ、ヲ存ノ
ヲ以テ、ヲ存ノ亡者ヲ終ニ其ノ菩提ヲ方ニ、ヲ存ノ
ヲ仰ヒ、ヲ存ノ亡者ヲ一ニ、ヲ存ノ

一、乙四月廿一日

私ニ所ニ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、天神山路ニ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、
合ニ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、焼死人ニ、ヲ存ノ、人有ニ、ヲ存ノ、
ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、
候ニ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、

申上候以上　　宮栄

大国兵二郎殿

一、乙二月廿八日ノ晩ヨリ寺社奉行ヨリ、対馬守殿
今般拠ニ鐘鋳ニ候ニ、仰出ニ、ヲ存ノ、大般若ノ、ヲ存ノ、
手隙ニ、ヲ存ノ、夜初中ニ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、
無ニ、ヲ存ノ、右屋敷ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、
ニ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、
迫ニ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、

二月廿八日

右ノ所ニ

書面ヲ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、
一、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、
ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、
ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、ヲ存ノ、

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

敬承仕等被申候ト雖モ支配領内事ニ候間格別由緒有之ニ付
此中山ニ御座候ヘ共御用又ハ御国法等ニ候有縁ニ無之事ニ
一切立入不申候ニ付御用又ハ御国法等ニ候有縁ニ無之事ニ
之外ハ別条無之候ヘ共御用有之候節ハ御領分ニ無之候
御手数ニ候間格別之御憐愍ヲ以テ此度御免許被下置候
度此段奉願候

三山方諸亮候
ニ付右之通申上候

川部永岡書
清田
伯田大隈

一 己四月十五日

長谷寺ニ有徳用被申下候紀ノ在敬荒屋石貫寺中従諸般御用
諭賀留守ニ付十分ニ重畳御用ニ委細申聞候ニ付一応ハ
談下田ニ立寄御用有之候ニ付下田ニ行申候ニ付
右新屋備中守ニ通

一 己四月八日御用ニ付被参候ニ付城ニ行候ニ付
四ツ半ニ帰

私儀近々相州従八幡ヘ参詣ニ参候ニ付
暇申請候

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

印刷

一つの国ゝゝゝ

[illegible]

一 己四月十九日 御用書内簿紀伊守扶持方入用
去卯十月中御船造立ニ付諸家方へ手当御時節道中伝馬道具并
[illegible]
[illegible]
[illegible]

別紙有候ストーチル船ニ候ヘハ　公邊君深形ノ船ニ相倣長拾弐間幅三間位深サ
位ノ製造仕候ハヽ　公邊御製造、相成方ノ事故製造方巨細之繪圖面ニ書出シ申ハ
且右相應仕候樣名ハッテーラヲ申譯船ニ被製造仕附屆仕ハヽ手生運送ニ宜用之
人數ニ候ヘハ上乘廻仕候事ニ候ヘハ船頭右人數ノ相減ノ事故ニ而者少ノ益ハ追ヲ失
得ノ事候其被教費用ハ之候ヘハ委細書面ノ趣可仕候此段申立置候以上

四月七日　在所印

一　已四月廿三日御用書久世大和守樣ヨリ御呼出ニ付罷出候處
私儀来ル五月中御暇ヲ被下置候ニ付節柄銘々心得ヲ以テ御用ニ
心懸ケ候ヘハ差支ハ有之間敷候ヘハ其段ハ可仕旨被仰渡承知
奉畏候

四月廿三日
伊勢守
下屋敷ニ而

龜井隱岐守

一　已閏五月七日小納戸役被仰付候事

三宅對馬守

私家業ノ儀ニ付御書附出候節　御呼出ニ付罷出
候事ニ候ヘハ書附ハ差出シ不申口上ニ而申上候ニ付左ニ記ス

閏五月七日

九鬼長門守

一　薩州様ヨリ之御頼ニ付

川元幸民

在ス九鬼長門守家來ヨリ之蘭學ヲ頼ニ付キ者方今ノ時節海岸守衛ニ之迫リ西洋法有
建度存ス第一ニ蘭學ヲ專一ニ心懸ケ翻譯等ニ差支ル事ハ勿論ニ候ヘハ別ニ其方ヲ
以テ度旨ニ付テハ兼テ御存之通リ私儀モ蘭學ヲ專一ニ心懸ケ翻譯等ニ差支ル事ハ
勿論ニ候ヘハ其段ハ可仕旨御請申上候

中ノ子年　我ハ子ノ年ニ當ル

谷

一 已閏五月　徳島藩久留島傳之丞　初而ん参分

講武所ニおゐて騎銃隊教授ニ付而ハ御小姓組之子弟傳授

請武所ニおゐて騎銃隊教授ニ付而ハ御小姓組之子弟傳授

清

一 三十六行 文政癸酉年 廿七日 三百

一 朽手が笠山 雄花廿五文 三百五拾六本が笠山海手ニ有

日待ニ設ク

一 ワレ九ツ所ニ散乱七十両程花咲申ス五人計リ

一 巳閏五月八日高野伊勢守殿御宅ニ家来ニ召ル

松平筑前守殿

小吹友五郎

右御軍艦操練教授ヲ出役相勤ル私ニ申渡ス天文方ヨリ多用出役ヲ命ゼラレ

永井玄蕃頭ヨリ左ノ一ヲ談ス

一 巳三月五日堀田備中守殿ヨリ左出

私領孤飛國ヨリ那覇ニ去年九月廿八日異國船ヲ漂着之提督ヨリ

相尋ル為ニ備前西国ヨリ船ニテ去ル 年九月来着之提督ヨリ

上海ヨリ寧波ニ渡海彼地ヨリ渡来之段申出候方ヨリ委細ヲ問ヒ人上陸逗留佛人住宅ヲ

越一同ヲ船ニ連行為後一高同晦日提督使者ヲ以去年約定書取替ヲ云ヒ佛人通行

之節密ニ人相附人家門戸相閉口ヲ物不売ヲ以後ニ不申候

私可有行為後於相背ニ其罪可相乱不植ヲ難題申聞遣逗留佛人ヲ人不列返却佛人

武人唐人ヲ人一ヲ残置右申出ノ分此上人数ヲ多ク乗ル事ヲ於ル事ヲ禁ル行候段ヲ申断ノ

不肯入佛人ヲ人ヲ本船ヲ列行右之人残ヲ十月二日出帆未申之方ヲ乗行候段之取締ヲ

之後支那ヲ申ヲヲ節琉球ヲ船ヲ江申越ス事ヲ申越ニ此段ヲ江上

松平薩摩守

三月五日

一 巳五月廿二日御用菓肉ヲ被ヲ下ヲ候前ヲ横ヲ之

私ヲ家ヲ数ヲ家ヲ陣ヲ具ヲ之ヲ後仰海ヲ仕ヲ事ヲ之ヲ

ヲ家ヲ前ヲ於ヲ口ヲ新太郎ヲ有ヲ文ヲ紋ヲ多ヲ仕ヲ日ヲ所ヲ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

黒野手留　幕府吏林九平坂

前略　丁巳四月

一　當月初旬細川家士赤川義子儀召連大内へ参候ニ而義途中ニ而
落士三人連ニ而参り大内へ参候よし申聞候ニ付義ハ其儘ニ而
帰候ニ付八郎ニ参ケ又ハ又ハ参ケ之郷領へ参候細川家士ニ而
家名を立候ニ付参り候ニ付中ニ而刀の鍔、細川士ニ而諸国ニ而
一ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
召連候ニ付参候ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
候と申候ニ付参候ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
参候ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
大内へ参候ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
ニ而ニ而

一　四月二十四日夜四ツ時分物持ちる者ニ付参候人
をかまへ人ハ早死まへ人ハ子計残りそうな多ハ申ニ
ちゐ〻ニ千果一ニ付ちゐ〻ニ迄ニ而ハ定而ニ迄ニ而ハ
始末ニ而ハ乱心ニ而ハ有之候ニ而ハ
一　七ツ時分ニ参候ニ付気候ニ而ハ
下等ニ而ハ候ニ而ハ
金ニ而ハ
一　下田ニ而ニ千人ニ而ハ
ニ而
若狭ニ而ニ千人ニ而ハ
浦賀ニ而ニ千人ニ而ハ
出ニ付ニ而ニ千人ニ而ハ

一　米ニ千五升入弁当ニ付ニ而ハ
いやニ候ニ而ハ
一　三百俵四人ニ而ハ
一　ニ百俵ニ而ハ
一　ニ百俵ニ而ハ
十俵ニ而ハ
ニ而ハ
一　仙台ニ而ハ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

三ヶ年又ハ五ヶ年ニ割合ヽ共力百ヶ年ハ海面ニ
ニ成候ニ付持ニ名共外ニ亀鑑具　為国恩ニ
ハ仕ニ付ニ其ニ名ニ於ニ為報ニ
新右衛門分ヲ始メ収入ヲ以テ村役人共ニ
上ヲ以テ其名家ヲ子孫ニ
守リ候ヤウ子孫ニ
ニ申月十日

右之通申ニ条ニ付連印ヲ以テ一
ニ御座候ニ付ニ
ニ申月十日

庄屋　中野村　友吉
同　今川安作

為報恩ニ名共海岸ニ為用水ヲ
下ヲ以テ名ニ右之通ニ
姓名下ニ田第一ニ大同銭ニ
ニ申

右之外ニ御手当等無之候間一統ニ而
自分ニ相応之方を頼ニ金借いたし候而
身分ニ有之候ニ付而ハ其筋ニ而ハ
ニ書付ニ而
差出候事

北越事件

一箱館ニ而逢ニ参候井栄村松川安之助
被申候ニ而ハ
已七月二日ニ

別紙

別紙書案谷出張當國相馬陣屋佐竹家
関の関　近衛左大臣家
共楽亭　樂翁公
境の山　〃
志賀の浦　芝山翁大納言持参
湖の面　〃納言と同舟
春七の夕　佐竹左大将家
唐船の帆　〃
水風の里　〃
月待山　唐橋侍従田作山本より三卿を

月之部　　高九中納言資行

下野の国　大久保かがうたたの郡
うらみの国　有てるなる術佐奥て紙鷲
多せの花　城の郡ゆきまる敵郡
小原山　　阿波国まる神郡
方角陸　　唐橋方納言風まる
小野村　　七年山作る晴月
ちらの郡まる　在平まる実記教まる
たまふ山味道司馬の神まる面まみまるる
ちらまる　ちまる　ちまる　ちまる

十二仲秋和四ら年

六月十八日より江戸来書

西洋流国家方二統ら合ま異国船ら学行まの聴ま
上覧暫くの又合ま在郡ら自然ら諸家校芸銃隊編練
ま又土州板ら蟻川ら記ら此等家ら国ら真
部検ま家中半扶持渡ま郡ま其ら統ま事ま
ら板ま第ら先世第銃砲ら金程段厳ま金味ま将又異國船ま浦賀渡来ま
まるる一向ま板ま我ま国ま金ら第ら日高ま一向注進ま
ま阿ア校ま余程ら事ま侯ま仮ま如ま

此程落書

関宿　福山
藤吉ハ大和巡りま伊勢参りまてのみまま
北町奉行　跡部ま

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

右藤吉久世校阿部校ハ病気を免よう直一ゆとやる

一世程駿州地震強くゆや川へ洪水小田系侯ゟ二万石斗流きゅよ一〇伺ル
ゟ已前ハ凡京氣と申ハ森ゟ公辺ゟ世伝やのれ已年市中潤
保魚珍木益吉郎ゟ氷戸浪人ゟ三十人扶持ゟ町与力上席とやる時
改革と引替ゟ名ゟ来ゟる氷川ゟ九定小屋ゟ人形芝居又子供
ゟ踊ゟ興行仕ル旨去諸家校ハ餘程ハ窮し又ハ病ゟる
申ハ丁已六月念三日在府麻中ゟ
一
薩摩ハ崎ゟ御亭風ハ倒ゟ

寛田氏実ゟ手伝ハ菊園書ハ丁已四月十四日
二月書ハ四月分ハ来月十三日ゟ来ハ
ゟ九ゟ経服帯ハ洗表并ニ
ゟ経服ゟ経ハ
多ハ家ゟ小子ゟ仕り帰へ
止ゟ一ゟ仕ゟ不写先ゟし

一 八千ハ止ゟ用ゟ仕ゟ来ゟ仕ゟ左ハ二十ゟ
おゟハ裏ゟ服 浅先ゟ来ゟ裏ゟ
ゟし壊ハ去ゟ用ゟ
古倒ハ来ゟ

一 吉ハ存寄ゟ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用　　挟み込み物

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3　　ガラス使用

又七月二日

一御編集古物拝見仕候事

一墨実変移録抄写仕候事

一御蔵書目録抄写仕候事

一御蔵書目録抄写仕候事

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

一私儀代官渡辺清左衛門様ゟ九ツ時頃表ゟ大戸石をこじ折ケ入盗賊三人抜身を持這入警之而体ニ而ハ難叶ニ付金銀有丈ケ差出候ハヽ命ハ可助旨申之候ニ付金銀並ニ通盗有丈

一金銀合弐百弐拾弐両

一小玉銀百九拾匁弐歩

一当百銭六拾弐枚

一銭八百文

一四文銭拾弐枚

代弐百弐拾弐両

代六百文

代四百八拾文

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

一大和錦後代伝鏡と
一緋羅紗一り掛

右之通紛失候間急御尋可被下候以上

但田舎飛入一

弘化五申年七月廿三日

内久寄当町
和国屋新造支配佐屋
布屋仁三郎

御奉行様

同人代安吉
来

同三月九日昼七ツ時比仁三郎母妹当家へ来候ニ付

一 私儀紙商賣渡業ニ而諸方へ売掛有之候外ニ盗賊這入金銀盗取候ニ付直ニ訴出候而者上盗賊這入候ニ而ハ後日ニ障り候ニ付

此節町内十七軒並ニ廿五軒先ニ住居仕候人体ニ紙商賣渡業ニ考候而ハ無之候得共下人体ニ而ハ無之候得共親元ニ而ハ相応ニ暮し向ニ而ハ無之候得共

町並ニ入込候盗賊ニ而ハ無之候得共私儀ハ紙商賣渡業ニ付盗賊表ニ大戸有之候ニ付

此節町内廿五軒先ニ住居仕候人体ニ紙商賣渡業ニ考候而ハ無之候得共下人体ニ而ハ無之候得共

町並ニ入込候盗賊ニ而ハ無之候得共私儀ハ紙商賣渡業ニ付盗賊表ニ大戸有之候ニ付

引起し候者ニ而ハ無之候得共奉公人ニ而ハ無之候得共

奉公人ニ而ハ無之候得共妹ニ而ハ無之候得共

切殺候ニ而ハ無之候得共

奉公人ニ而ハ無之候得共

お約束ニ而ハ無之候得共

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

右之通、口上書を以申上候、以上

内久寛寺町
和泉屋仁三郎店
同人妹　宮
茶
訴人

弘化五申年三月十日

御奉行様

右之内盗賊方召捕候ニ付、為御褒美銀弐枚被下置候ニ付、
御請印形之上、御下ケ渡し可被成候、以上

御奉行様

右之通、御褒美頂戴仕難有奉存候、以上

弘化五申年三月十日

和泉屋仁三郎
同人妹　宮
茶
訴人

幼年ニ付、特別之御慈悲を以、御褒美之儀、御下ケ渡し被成下候様、
奉願上候、以上

一嵐色御絵扇子　一
牡丹菊藤ニ友仙深桜模様

一村雨形菓子　一箱
但五色形菓子数十菓子司駿河屋製

右之通、御褒美頂戴仕難有奉存候、以上

弘化五申年三月十日

右之通、御褒美頂戴仕難有奉存候、以上

一右代官支配所之者ニ而、此度之盗賊逮捕之品、同人
御訴ニ付、御褒美銀一枚九匁五分下ケ渡し候旨、御
奉行様ニ而被仰渡、慥ニ受取申候、以上

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

[illegible]

前書[illegible]

[illegible]

[illegible]

使ニ相雇ル幼年ヨリ梯宝心経相授ケ等ヲ以テ厚ク御世話
ニ預リ候ニ付テハ御礼ヲ以テ
左ノ書附ノ通リ
一銀拾枚
右ハ和泉屋新造支配信屋
雑ヲ以テ厚ク御礼ヲ上ル
内久宝寺町
和泉屋新造支配信屋
市屋仁三郎同居
妹富
年拾弐才

嘉永元申年七月十九日

御奉行様

嘉永元申年七月廿三日ヨリ卯年迄ニ武家様ニ而ハ
ヤそと申ス者并町屋ニ而ハ御士ト申ス種類ニ而ハ幼女ノ宅ヘ
御出ニ而ハ無之ト申ス者ハ一人モ無之候ニ付テハ幼女ヲ多ク使ヒ
上ル者ハ御褒美ヲ以テ重畳御世話ヲ被下候ニ付テハ
右ニ奥書ニ有之通リ先ヲ争ヒ幼女ヲ使ヒ候ヘ共
ゆゑ不都合ノ義無之ヤウ御礼ヲ上ル
ニヤ此度ノ御布告ノ趣ヲ以テ御士ト申ス種類ノ者ハ一人モ無之
砲術奉行安富様ノ御内ニ而ハ御ノ字ノ付ク物ハ
家ヲ売リ名札ヲ出ス
四文字結構奉書ニ弥山雑記ヲ以テ
内久宝寺
市屋
幼年

安政丁巳歳著

時務策ちよぼくれぶし

扨も〳〵近年世上の有様当春ドろ〳〵ぜんしんを行ふ間も天下の凶変又其数つれば嘉永七年中八月八日の大雷地方西九州上禁裏と発生神代此方き、も及ぶ所アメリカ大舩浦賀へ来つ込む不審が有やらヨロシヤがくるやらカラフト海岸へ異場をつれて知らづよ打つゝり近日の阿部さん逐日のきうめよやこまつもんだよ〳〵凶変いくらも〳〵このうへ弁宝蔵の火事よ金蔵のどろ〳〵駿河の地震よ下田の津波よ十月二日の江戸が地震で間もなく大つれ大坂大雷イキリス又事〳〵るのだかるの八元小人集り国家を治めりや災害並んぐ至るといふ事昔のお人が言なおやなへ〳〵阿部さん天下泰平

國家を豊かにするの志願の前そもも
へく上げるまおまへの貴つて家督を譲りく隠居
の子供を貰つて家督を譲りく隠居をなさるく日光へ向て掟
を破つて御詫を申てお腹がいくらや首でもつて死んだら
ぶーも忠義ぢやなんぞおやもつてそれで
なれば畜生も同ぜん譜代恩なの中にあすこぶるやりてのお方や
三河のお方も澤山あるのにそれをそこで見出されまいことも無さそれも
素性も祖つうらゐもない百姓町人浪人なんどが仮親拵らへ御
上へ偽の侍士と出拵ひて殿へ経上り諸大夫なんでにあさる
という事どーもなんだよ嘉もちやならぬ拵へもと不思ぢや御上を
だそから大きな罪人市中へ引出し首切る人物が拵へ小姓御上の

御為そちらこの方こそ諸人のなぐさめ尚更こうまるづよく拵へ事へ
も気を付られ老中へ向つて一言半句も返答出来ぬ手段でも
拵へのを主未賤へ頼そその故これぶか角どのふつてと専一心る拵ふ
つるれるもんだよ都そその後人上へ小弱くて下へ強くく小股をそ
くつて仁心るくつて一ヨそそて簡るつく異国へのそくつく
老中ちやくつく墨場を作つて鉄砲の野砲がるくつく寺院をせくつて
釣鐘なんぞく鉄砲作つて因果が廻つて勇気がなくつて軍
ヨや弱くおけつう転くく死をせまくつて逃るでつるたろ言く
阿部さんぞのそそろもだ一体おめへ人ぐ小拵へぞく勢ふなそ高生め
細うにちよぶくんおそもも野郎とぞろ引つれ大宮八幡遠馬と
出掛そ笠着ませんなぞ参詣そ故社人が咎めや苦ふそいぞと

挨拶をするとかなげようじんだおよろ矢の神るる八幡宮音薩一無礼を働
からをやそこでれ礼をば知つて居る鳥けだものまれるとつて野郎ぶ
ケまれも四討が当るでだろだろ昔のお人八出陣そこをも神前通
るるや下馬をば勿論甲をぬがれて通るとゆお事幻らぬるるるけめ
つんまりつかをれて物をへ言れぬるこ一野郎目諸人のそーるハ
ちつまるまるる遠馬ハ付けたり仮宅そりが嬉しき半ぶお
さそんぎをれどまし笑つてそんで当るる我るれるもん
だよおけんの果てを遠馬ぐ男そめて、十五の小娘めるけ、置迄みちん
鴨やらそんとみりるでるまし私なをとハまるーたらんりよおきけに世界の
木像時部らめるけやか中の手つるをたのろく梅拭け治承い仮替界進さ
やるとつめのそでるげーはんなよか務まる政事が乱るこ出るるもの七面二ろ

つるげベルを買ふようやま男そるふがよろるでまーたばひなぐ当集
なるうこげ製表造ゲベル三千ろ得直段を下直ご宮る海防掛りの
役人始めら引取なでとハ初しさもー心のやつらた々私のたるけら西
洋流ご軍をするふ氣らさつなるとるぬなれども諸細の与力や同
心黒整なんでハ多ろの手先を当るる止そ私音古ちやるハまるしれ
よられどろ被本ご国るお人らゲベルをかつへぐぐふなるん
だよまつしてうるめ講武所調練谷茶つしに空砲放てめる
やあらに音でらさやるぐ抱ご潜なろ芋ごもなんと喰つて尻をる磐
古がまぐーれまーだよそうるにるるとるご氣のふ人能へ子のふ
りしてばらんを付たる磐苦著なん整に服引をる辺頭巾をうぶつて
出るるなぐそそあしいんだよ段しらぞぐ進ら残ぐ

て延して飯をも喰ぶる三度の食をも大猫殺して喰ふ有でなるだろ
世ごろ専ら蘭学流行一文不通の人にて気のやつらがうとてケカ我
一冊揚ると先生づらして蘭書のきらびの出役なるそこを仮いく
つも後さ宅め聖堂つぶして畜生のやーろと建るでである
たろ乱しまと付くそ而倭已下へ所非米そそなんそよ学米れ
ときに名を付無るせしい家人息つぐ積りで悦びかつく祝をく
お茶が度つて見れがさいつもやつぞろ山師の細工ぐ諸人を一盃おとさいに
なる米の上下を後生とうのそきたる〳〵仕方ぞ名の事ぐ諸人
の心を中々とけ祝へ却てきんを損るどありたそれそ違つて冬度
の張紙相場のよへのい書損さやなへかへ宅めさいつい蓑やがらんで
吹花ふうのそるろんぞち考ぞ度すぐつるだろ命の本なる兵粮并

諸人を助る救蔵なん替がおられいまんまで自滅のもとなる大船そんそを造る
とうのそぞふーたさんなよ滅よこまつてくらほう野郎だこき
ぐ天下の政事ら宅めぞ諸人をるうんで時務策さろとそなられた
さんだよな程に政事が真剣やみならなこうる〳〵おる〳〵議らぐおる
まへそれをもうなるて駄をも恥をも思る奴をぐよの大くおとそそなる〳〵
いきもの後ろれこそその伊賀とのなん替考ろつきれを出く言ない事と六十
ろ言までび病気と号して引なぞやなへかび出機ら立岐ら評判よろこ之事娶
なへのそ無理でも祝へのまいや風吹ける但馬の老ぞれな自あの河内のでこすけ
野郎うこれら身上ら引引ちやがつて天下の長者の墓所詰るハとうやたさん
なよこれが殿下の勘定役へも十露盤玉よう銭砲玉よくぐべルをかつを異人
の真似して真黒出ろ調練さやるハ当ろ気のきれまの国く息子を見

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

置さるゝに及ばず広庵の家中へ口論そしり及ぶ事終ふその地の向へそむき移られ屋敷
をきつく逃出なんとハ云ながらもとめみうる〳〵諸人の悪みう積つ
て日の玉花出し死んだるやうくかひ悪とも積手紙ハ其身を亡ぼす近に
至らんとや松みやうらぶ隠〳〵たゞぐうや天下ハ泰平国家を豊にいかるの事
日の家々もいせん気に後人愚僧が寺中にふるく住こだる狸とも称
にくゝも尻尾をつかまだろ〳〵ぐうやう〳〵

上州館林在　茂林寺　客僧守靏誌

○江戸集言中時務策ちかきの内、当取之人物の徳士が当時諸大夫と云浦賀
奉行岡田備後守之由木像野郎ハ福山侯の召仕之親当時町方与力上席ちかきも
此節如何ともお人勢宜敷せ併福山侯ハ名し取沙汰致候先と生迄の事歟
鈴木蔵吉郎

一　七月八月止雨玉ふ事景氏手習物

はやも玉事許し実に、しかれ為て物ふそうな侍ら
深川浄心寺にて学ぶ所の書ふ中物ふ
一小納戸役人ハ毛槍為用ふ事ハ役宅ふ
引越ふる家ふ改ふ節ハ中ハ古家ふ
ふる家ハ持主ふ猟ハ銃ふ
玉ふ四ハ家ふ猟ハ銃ふて物ひふ
誠ふ用ふ先ふ其人ふ銃物ハ人ふ家ふ
の口ふ開ふ家ふ有ふる時ハ人ふ
物ふ玉ふ
物ふ玉ふ
の様ふ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

一 丁巳七月廿六日 水戸藩士於行方の陣中上書 山宮光武田兵部抄案

亜米利加合衆国使節渡来の事 昨年中より風聞有之候処、当春に至り候ては、追々其筋へも申立、且又彼の国より差出候書翰の和解も出来候趣にて、段々内実探索仕候処、全く風聞の通に相違無之、尤彼の国使節渡来の儀は、嘉永六丑年、魯西亜国使節渡来の節、同様の儀申立候由にて、其節は、御国法厳重の儀を以て、断然拒絶に及候処、今般は、其節と違ひ、軍艦四艘引連れ、強て開港通商を願ひ候趣にて、其上、国書の文言も、前回と違ひ、甚だ不遜の儀に付、御国法を以て、拒絶候ては、却て、兵端を開くの基と相成候間、暫く、其儀を許容し、来年、再渡の節、国書の文言改正の儀を以て、拒絶の方、然るべしと、神祖以来の御国是を以て、御評議一決仕候趣、実に、神祖以来の御国是を以て、御評議一決仕候趣、実に、神祖以来の御国是を以て、御評議一決仕候趣、実に

石を穿ち永く前英吉利公使の用見ら行者の
取扱を以て国交使節を都府へ移転の後
近く當地へ百般の事務執行者との協議
の上改めて
右の旨御布告あるべき事

安政四年丁巳八月 條中書殿 出ス

去月廿日の書を以申入候事件の
趣は 御聴届御条約の通
俄和蘭甲必丹より一統宛元根の方へ
不書面を以右の旨御報に有之候ニ付
京都にも仰通の御評議の上一ヶ条追
付

御布告の上を以て御礼を以了候事
勿論に候得共御布告の御列には
俄御機嫌伺の為の御使一時も
も猶予仕間敷事に候間
うの次第評論の上俄より
ふの手当方に一同意を御前の
う取扱ふべき事

御代替の節は
列に同様に
肖来年四月
示に候間
する旨に
存候旨

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

紙を以愚之を報ずる能はざるを恥ぢ
之を久しうするを不安とす頓首
己八月

松平備後守
井伊掃部頭
松平越中守
松平民部少輔
松平宮内少輔
酒井雅楽頭

八月十三日

外聘之信使来聘對州易地第一相達之趣ニ
相違無之候一段之儀ニ候彼国ニ其方行向之儀ニ
付彼国ニ於而ハ一切於此上公儀易者聘礼之儀ハ
従前費用ニ不相成様ニ可有之候ニ付彼国ニ於而
も其心得ニ而可有之候ニ付彼国ニ於而
格之儀を以金弐万両ニて可有之候ニ付彼国ニ於而
万事ニ付而ハ其方ニ而ハ
難之儀ニ候ハヽ
相談之上可申出候

宗對馬守
名代
前田丹後守

右之通
阿部豊後守
松平伊豆守
堀田相模守
土井大炊頭
松平右近将監
水野壱岐守
本多中務大輔

右之通
阿部豊後守
松平伊豆守
堀田相模守
土井大炊頭
松平右近将監
水野壱岐守
本多中務大輔

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

湯井若狭守
花押
来る申正

同年閏四月廿日付家作第一の条上の年辺山伏町通り家敷家作之儀

水谷内蔵允源光宗列座大勢ニ而及評議

柳澤民部輔
花押
三浦美濃輔

外桜田屋敷内付家作之儀上の麹町貝坂石谷因幡守屋敷共ニ取建候様ニ

新吉郎

右之通申渡候ニ付家作之儀

紀伊殿医師
伊東貫斎

蘭学格別勉強仕候ニ付上下四表八相詰御免被

仰聞候ニ付

右御礼申上候

就ては屋敷之内ニ家作仕候而ハ争ニも不便利

ニ付

右之御屋敷之内ニ家作仕候儀ハ

已八月廿日

備中守殿御渡

長崎奉行

長崎表在留之阿蘭陀加比丹ニ系ニ而

相成候儀等迄ハ決而御差留ニ無之候得共旦那貿易等多ニ而

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

一八月　日

一 測量 兵術 船具運用

右等術者志ス所ニ傚武許ヘ当ル事件多クハ御用ヲ弁シ
ニテ我ヲ遣ハスヘク候ヘハ御用ヲ弁シ
ノ事信後
ヲ待ツヘシ

右等ノ件ハ同見ニテ下ス右ノ件ハ
明朱印止ヲ以テ実現ニ至ルノ事ハ
九月ニ

丁巳九月廿七日

幸後仙馬多度ノ役ハ
隊伍ノ門ニ出書所修ノ兵役
ヲ以テ大隊ニ編入シ又西山ニ
ヲ以テ

十分ハ国ニ帰ル事ヲ得ル
有ヲ以テ相移(移)シ御当ヲ
ニテ

右ノ如シ

佐久良岐ノ人ハ
当ラント思ヒ
上田藩ヘ張
等ヲ生ス
所役ハ
如風田
多ヒ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

丁巳月九月十日

加判列
海免許格

お海苔

海産商

牧田伝右

17 人

村内ニ於テ海苔荷造為致候者及海苔仲買ニ
荷造ヲ為サシメ候者ニ対スル取締ノ件

一 明治三十四年第九十号布告小川分村ニ於テ海苔
荷造ヲ為ス者ハ左ノ通リ

一 一ヶ年ニ付金二十銭ヲ納メ検査ヲ受ケ
ヘシ

一 検査申請ヲ為ス時期ハ荷造ヲ為シ仕上
ケタル後ニ限ル

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

世乃中托雪化色この中分十よ至一ト摺ゐし共内を三ツ折て添せ三幅對ゟ

未形西変ま　下福岡宿　鎗
の三幅對　木川市蔵　持
　　宮州　泉　味ふ三幅對
　　　　　　　　　　　雪月のえト

南年ゟの　福山のを形　おしひのか森る
三幅對　津唐ゟ松　三幅對
　　長国の村智

ゟそゟそゟ光育ゟ　川後の戸郎　新来智吉郎　西光林
三幅對　まてゟのゟゟ　山形のゟ多　お来松ゟて業　深川の女郎屋
　　　　　　　　　　ゐふ三幅對　ゟ社ゟ村ゟる

土ノ手の石稱　小石川の踊ゟ指　土用　大川の月
西里ゟ利加の変詠　品川の七尾嶋　福山の子ま　角玉
上田の再勤　　　　　　　　　　　紙ゟ格のゟ
再第ゟ服の内て　ゟそゟ〜拾物ゟ　ゟそゟ〜
ゟまゟゟそゟ多ゟ　第ふ三幅對　三幅對
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一
ゟそゟ〜我ゟ　富山の孫子　はんゟら松のる　ゟ変身ゟ上を能
　　小川町のかる術　ゐてもるふ三幅對　元ゟ神ふ三幅對
　　西ゟの許到
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一

一高松表七月 百風雨ヲ以テ通ノ為メ
一高九千二百四拾六石余 田畑荒蕪ニ
一川除堤 八百六拾ヶ所
一溜池 百九千三ヶ所
一井戸 并手押井水門 亀甲水橋 井戸 悪水道
掘割 土通シ 堤 三千六百五ヶ所
一作間通船 小通シ 堤 八百十八ヶ所
一岸崩山崩 千百ヶ所
一倒木 百二千百七十本
一神社 仏閣 七千七ヶ所
一溺死 牛馬 八ヶ所

一破船 百 三ヶ所
一塩浜 三千二百ヶ所
一鉄砲 三千二百三ヶ所
一吹寺 百 十七ヶ所
一女死人 六人
一死牛 七匹

一松山高 内 九百六十九ヶ所 潰家 破損 塀 百
書院 住宅 蔵 物置 焼失 潰 破損 百 二九
三九 作右ニ不レ及 郷 百姓 頃 百

所家焼失せしを以て十七年の初冬工藏の屋敷に假住居十八年郷町手社當番勤め終りて翌年其分田地井手溜樋痛み多く修繕池堤当水悪敷る二ヶ所二ヶ所死人男女人数手る二匹

十一月

一

田井野手免

水手 [illegible]

石はち使ち

同田係ち

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後

十二月十六日

前

一 丁巳十二月十六日 御白書院縁頬

別段 思召を以従四位上 仰付ラル

思召を以中将 仰付ラル

出格 思召を以従四位上 仰付ラル

未昇進 頼之及伊庭氏等別段 思召を以中将 仰付ラル

井伊掃部頭

松平三河守

松平大膳大夫

讃岐守兼子
松平宮内少輔

京大夫

豫守

弾正

備後守

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

後

前

一 丁巳十

部頭
河守
大夫
輔

侍従

小笠伊豫守
松平右弾正
真田信濃守

仏大京大夫

一 己未

丹作播磨

千万実官位ヲ結構ス　仰旨ノ実未ダ幸教ヲ容易ニ昇進ヲ以テ旨ト為ス
及ルヒ実ニ文雅（確カ）堂仮文等近親ヲ以テ内縁柄格別ヲ思召ヲ以テ申将ス　仰
茶金ク千万ニ限リ候ヲ以テ当以後家格ヲ不相成ヲ以テ勿論ニ候テ

松平大膳大夫

千万仮令幸進ヲ以テ当家ヲ及ヒ等ヲ昇進ヲ以テ旨ト為ス雑事及ヒ家督後国政
向格別精ヲ出シ相勤国内物堵滞用引請ル事　仰付候ハヽ実ニ
仰付ノ実ヲ可相尽ハ勿論ニ候ヘ共
千万実ニ昇進ヲ以テ旨ト為ス雑事及ヒ等ヲ昇進ヲ以テ旨ト為ス

（消）松平宮内大輔

松平二位守

仰付条以後家格ニ不相成ル

小笠原佐渡守

千万実未ダ幸教ヲ容易ニ昇進ヲ以テ旨ト為ス雑事及ヒ等ヲ昇進ヲ以テ旨ト為ス
事ニ候テ　仰付ル右列候ヘ　思召ヲ以テ
奥平前豊

右衛門督

奥田信濃守

（消）

（消）

（消）

ケさお越セ処田領ニ子ニ分殿ガラル大切ニ子致候宅後大災ソノ他生像ハ形ノ幸ヲ
ノ略或ハ小磨ノ如ク越樂ニシテ其他像字古此ノ如キ多ノ幸ヤ近使但刻氷
幸ニテ○神鈸通宝ノ後ニ位ヲ別ニ十斗入ニシテ到ル不細工ナル銭ヲ多ク文字ホ
昭ノ如キ分俗人ヲヲ名ケムチヤクチヤ通宝トシテ当ヒ当ヒ其ノ銭
大不足ニ四文銭ハ一切通用ヲズ銅ニ文政南鄙銭ヲ漸ク通用ス如此銭ノ
ニ分ル八当三年ニ内ニハ天保ヲ斗ニ永平安永通宝ハ船ヲ他ヨリ参ル極ク欠ケ
ノ為ニ鐚ニ此後ハ当ニテ四文ヲ以テ百通用ヲルヨト一九ノ下ニ小高ニ向ヒ
ヨリ二ノ字ヲ付ケルヲ以テ数倍ニヲル炉ニカケテ吹ニ其ノ余ヲ
使ヲ

丁巳十二月十日江戸雪ノ朝

今朝浦田氏話ニ曰ク薯蕷ヲ薯蕷ト書ハ誤リニテ山人ヲ刺殺ヲ心得ベシ如夜四ツ半ノ
大雪ヲ吐ノ中ニ男ノ山人ニ水戸様ヲ殺ヲ仕ヲ
ヲヲ露ニ巌ヲ後ニ掛ケ通雑官ニ仕ヲ大事ニ
毒気ヲ除ヲ後ニ薯蕷ヲ食ヲ山人ヲ通ヲ
ヲヲ水ニ泡ヲ如ク消ヲ一変ヲ
後ニ於テ文実備ニ
知ル彼ノ結構寛寿一像ヲ巌ニ
八人ヲ今山人ヲ

御座間

時服十
同　七
太刀　九寸五分
金作
時服二
同
時服二

堀田備中守
遠山伊予守
御前拝領
川路左衛門尉
永井玄蕃頭
岩瀬肥後守
鵜殿長鋭

右新番頭列席当番之人々より後ニ罷出拝領

御座間

時服十
同　七
太刀　九寸五分
金作
時服二
同
時服二

堀田備中守
遠山伊予守
御前拝領
川路左衛門尉
永井玄蕃頭
岩瀬肥後守
鵜殿長鋭

右新番頭列席当番之人々より後ニ罷出拝領

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

一 亜米利加使ハルリス者獨身ノ人ニ而何國ニも死去等之念ナキ為ニトン亜国ノ第一之郎等ヲ名代ニ使人ニ立ツ

一 濱口梅吉儀ニ付而當時人望ノ有ル人ニ而ハ無之候得共

一 近年第一ノ多国ニ交ヲ結ヒ候ニ付而ハ

一 日本ハ全ク泥ミ信ヲ各国ニ比スレハ大ニ勝リ候ニ付下リテ太差ヲ生ス云々

一 亜国使ヲ以利ヲ為ニ来ル彼人ハ当人ニ而ハ無之候得共

一 熊本侯先ヲ以テ今度被命ニ而ハ

当家代々大國ヲ領シ得共今度被捨置候ニ付而ハ

一 仙臺侯ノ向

当家許多ノ領地ニ而ハ

一 佐賀侯ノ向

アメリカ之儀ニ付而ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一今年后刻御白書院 出御
御傳代大名 外様大名 御目見以上
御家人 御目付
御用番
大御所様 御家斉公 仰付
一去ル丑年ゟ酉ノ年迄十ヶ年ニ可相成候異国之儀ニ付
年迄ニ取結候通商之條約ニ付出入取扱方之儀ニ付
ニ而ハ無之候ニ付 御評議之趣
神保伊予守
勘定奉行
筒井肥前守

去月十五日為心得可達旨之通書取
ニ付差登 城相頼候処御承知之前
旨之処 神君御入國之頃ゟ
通信之儀 城代ニ而ハ難申上旨
定例ニ追而 御沙汰ニ付 拝礼ニ而ハ無之候
而ハ不相済儀ニ付 御国書之趣ニ
後日 ニ而ハ難計 御国書ニ而ハ
又深苦念ニ候間速ニ被仰付候様
御国恩を為可弁 皇国ニ異邦ト
拝礼ニ預 候ニ付 右之通ニ
心得被仰渡候 御相談ニ不及

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

近年亜米利加國之船ゟ近港ゟ乗込理不盡自侭ゟ業粮有之ゟ処當今一般
武衰惰弱之士風ゟ相流ゟ粉柄且ゟ諸民難法を被為　恩召ゟ帝國摩をし
厳令之穏和之ゟ取扱被為ゟ事ゟ尤至極ゟ儀ゟゟ乍併ゟ帝國法ハ　神
武帝國以来ゟゟ定極ゟる其威萬國迄ゟ相徹ゟ事ゟ殊ゟ　神君帝再改ゟゟ事
苦被為ゟ城ゟゟ事不軽ゟゟ儀ゟ処ゟ弟族ゟ為ゟ落散ゟ相徹ゟ後ゟ夷狄追ゟ
想募今年國書持参ゟ江戸ゟゟ城相発ゟ処速ゟゟ國届被為ゟ玉殊ゟ帝目見
ゟ仰付ゟ儀是非なき事既ゟ彼ゟ懇願十分ゟ行届き此上如何ゟゟ之預高中
上ゟ共宜取早ゟゟ手切ゟゟ談判ゟ文不相成ゟ行ゟゟ筈ゟ斯仕度彼ゟゟ心預ゟ
ゟゟ座ゟ旨趣上ゟゟ時深慮ゟゟ配慮被為ゟる事恐入ゟゟ儀ゟゟ旨去ゟゟ政務柄ゟ
差掛ゟゟ儀ゟゟ諸職ゟる談判ゟ有之ゟゟ可然ゟ得共今般ゟ儀実以不容易

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

外國との評論一大事ニ付安危ニ関係之場合ニ而決而校方ハ勿論國持諸衆
を被為召應ニ評定も有之ニ可被仰付ニ候得共不肖ニ而浮艸ニ候ハ高
恙ニ積恩を蒙り候事莫大之儀ニ候得ハ報ニ不及候場合ニ不申報ニ而ハ 神慮之
程も恐多き事ニ候ニ付 御目見ニ成置候得共此上願意有之間敷
との 思召ニ候ハヽ又ニ種ニ御取扱ニ而も浮艸ニ候ハヽ
難計歟ニ付ニ而ハ 御取扱ニ而も 御手切ニ而談判ニ而も
彼心中ニ程難計ニ付推考致候ニ 又戎狄ニ内存外望之武衰ニ乗候場合を
見請種ニ計略を以和親を取結ニ國を奪取之企ニ而ハ
武士之心の次第ニ一時ニ存意終ニ之安きを可祈ニ又一旦の安きニ而終の患
を可好ニ夫物ハ餘り恐怖さセ候より自然卑之儀ニ恐を生シ動ニ安き物ニ
ニ候若し手切之上談判ニ及ハヽ定而彼ニ軍艦ニ而向ニ而ハ乗込
張迫之事ニ有之間敷諸侯之手切ニ候事ニ候ハヽ私家之儀ニ恐多くも
神君 御目鏡を以諸家多端之中ニ而撰ニ預ニ國閫成長崎表ニ警衛被
仰付候儀當家重大之ニ而加之ニ而ハ奉恐入候忠勤相励数日ニ而霜暑温寒風之
ニ而ハ候へ共罷在候如今般江戸表ニ而ハ城及ひ事ニ身ニ取ニ而ハ
ニ而ハ候へ共存寄ニ而ハ候へ共ニ至ニ候得ハ併不熟之私 御目鏡代智識之
歴ニ之ニ一群ニ而ハ集議ニ而ハ考ニ而ハ評決被仰付候事ニ而ハ不悖過言之儀ニ候
ニ而ハ浮艸ニ而ハ今ニ而ハ國恩ニ而ハ謝寸志ニ而ハ請迫ニ而ハ上ニ而ハ儀ニ而ハ度ニ而ハ右ニ而ハ候へ共近年
未タ武備整備ニ而ハ向ニ一隅ニ而ハ名ニ而ハ莫大ニ而ハ入費多ニ而ハ相成ニ而ハ自國防戦ニ而ハ術ニ而ハ習
熟ニ而ハ候へ共兵粮ニ而ハ手當ニ而ハ向ニ而ハ異ニ而ハ指揮ニ而ハ仕ニ而ハ常之節ニ而ハ助力ニ而ハ為ニ而ハ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60

李勇ノ台何率十八ヶ年程ノ国許ニ滞府被仰付候仕度此段奉願以上

己土月

松平肥前守

836
209
3

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

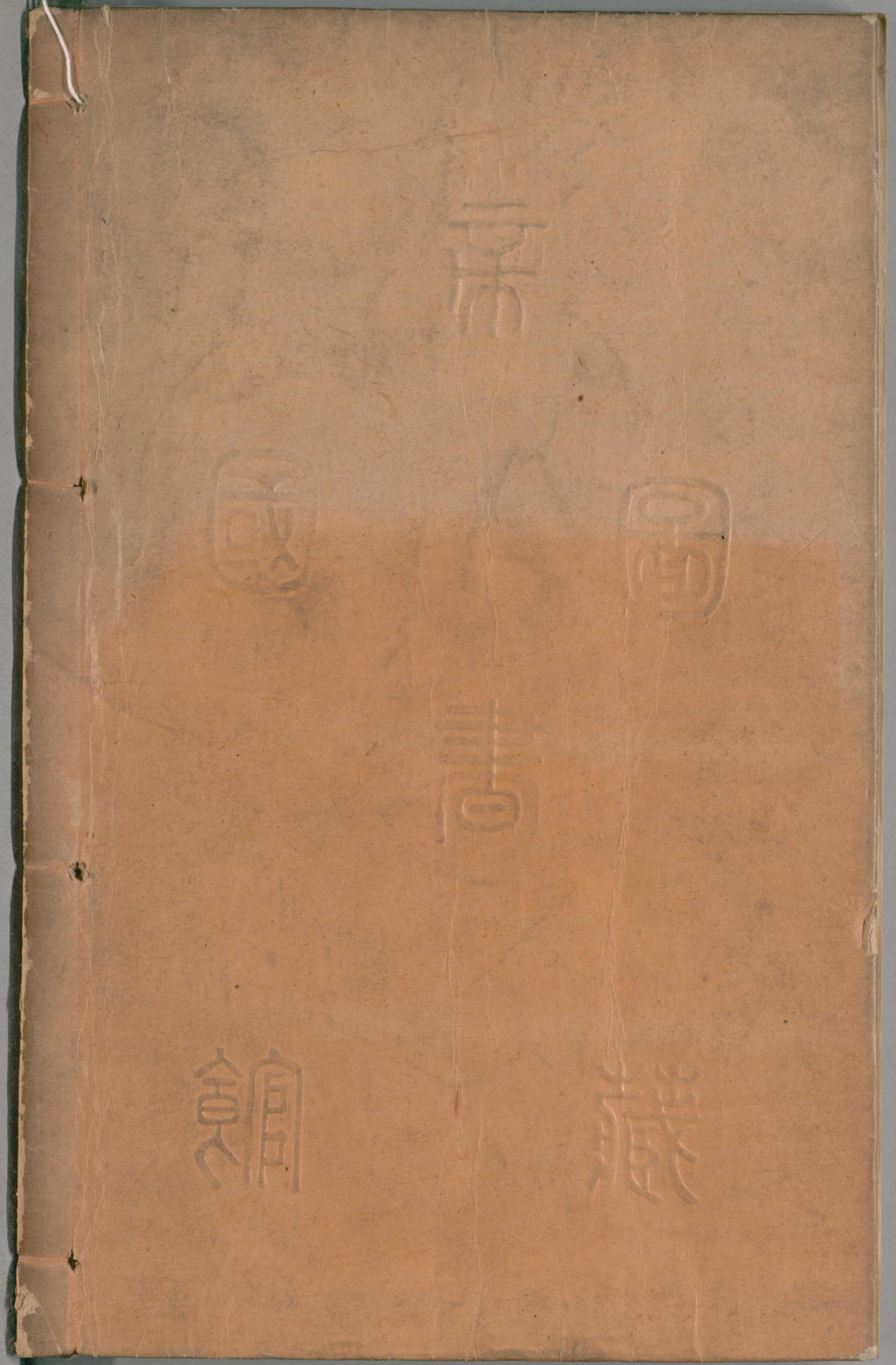

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用